

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 1 日

各都道府県・指定都市消費者行政主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会社会教育・生涯学習主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課長 殿
各国公立大学学生支援主管課長
各公私立短期大学学生支援主管課長
各国公私立高等専門学校学生支援主管課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

令和 2 年度「若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン」における
若年者の消費者教育推進のための実証的調査研究について（依頼）

平素より消費者教育の推進に御協力を賜り誠にありがとうございます。

民法の成年年齢が 2022 年度より 18 歳に引き下げられ、18 歳までに契約に関する基本的な考え方や責任について理解するとともに、主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育む必要がある中、各教育機関等において、より実践的な消費者教育を実施していく必要があるため、最新の状況を踏まえた被害事例等の把握、消費生活等に係る専門家（弁護士や消費生活相談員等）の有する知識や経験の活用が重要となっております。

そのため、日頃からの関係者間の情報共有や、活用できる外部団体との連携など、地域の実情に応じた消費者教育の推進体制を構築する必要があるが、連携・協働体制ができていない例は全国的に見ても極めて少ないのが現状であることから、地域における多様な主体の連携・協働により消費者教育推進体制を全国に構築するとともに、実践的な授業のモデルを構築するため、若年者の消費者教育推進のための実証的調査研究を行います。

つきましては、本件について、応募の御検討をいただくとともに各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村及び市区町村教育委員会に対し、管下に附属学校を置く国立大学におかれては、管下の学校に対し、周知くださるようお願いいたします。

【事業の応募について】

文部科学省調達情報ホームページ：

<http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kpdispDT.asp?id=KK0010090>

【参考】

消費者教育の推進についてホームページ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisa/index.htm

【本件担当】

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者教育推進係 担当：松岡、佐々木

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL 03-5253-4111 (2260) FAX 03-6734-3719